

フロンティアファーマーズ地産地消推進業務委託

仕様書

1 業務目的

本業務は、こおりやま広域連携中枢都市圏（※1）（以下「こおりやま広域圏」という。）内の消費者に生産者（フロンティアファーマーズ（※2））の想いを伝えることで、こおりやま広域圏産農林水産物の販売促進、地産地消の推進を図ることを目的とする。

※1 こおりやま広域圏の構成市町村：郡山市、須賀川市、二本松市、田村市、本宮市、大玉村、鏡石町、天栄村、磐梯町、猪苗代町、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町（5市8町4村）

※2 フロンティアファーマーズとは「作り手の顔が浮かぶと、食はもっと美味しく豊かになる」をテーマとし、「生産者がどのような想いを持って農業に取り組んでいるのか。」その姿を伝えるウェブコンテンツであり、広く消費者の共感を呼ぶことで、農業水産物のブランド価値の向上、風評の払しょくや地産地消の推進を図っている。

フロンティアファーマーズ公式ウェブサイト (<https://frontier-farmers.com>)

フロンティアファーマーズ公式Instagram

(https://www.instagram.com/koriyama_farmers/)

2 業務内容

(1) 生産者撮影・取材

本市が都度指定する時期及びこおりやま広域圏内生産者にプロカメラマン及びライターが赴き、写真・動画撮影及び取材を行い、生産者や農林水産物の魅力を伝える記事及び動画を作成する。生産者1件当たりの写真・動画撮影及び記事作成については次のとおり。

なお、取材件数は3件とする。

ア プロカメラマンによる写真撮影

カット数 20点以上

イ プロカメラマンによる動画撮影及びティザー動画作成

(ア) 作成本数 1本（サムネイル画像含む）

(イ) 時間数 40秒程度

ウ ライターによる取材及び記事作成（記事には上記写真の一部又は全部を使用）

(ア) タイトル 1本

(イ) 小見出し 4～6本程度

(ウ) 本文 2,000字程度

(エ) その他 記事内に使用する写真のレイアウトを指定すること。

(オ) 取材した生産者の生産物が買える店・食べられる店の情報を取材時に併せてヒアリングし、記事文末に記載すること。

エ 本市との協議及び業務遂行上必要な進行管理・連絡調整業務等

オ 納品された写真・動画データ及び取材記事は、本市がウェブ媒体等に掲載して使用するほか、写真・動画データについては生産者が自身のネット通販等のPR素材として活用できるよう生産者へ提供すること。

(2)PR カード制作

生産者ごとのPRカードについて、各生産者の農林水産物販売時に配布、また、直売所等に置いてもらうことを目的に、以下のとおり制作する。

ア 取材する生産者3名分について各1,000枚（デザイン含む）製作する。

イ カードは日本名刺サイズ・4mm角丸仕様・両面カラーで制作し、オモテ面には生産者の写真、裏面にはフロンティアファーマーズの記事へ遷移できるQRコードを配置することとし、デザインは提案すること。

ウ 印刷したPRカードは対象生産者へ900部、本市へ100部直接納品すること。

エ 納品時期については、契約後、本市と協議の上決定する。

オ 納品されたPRカードデータは、本市がウェブ媒体等に掲載して使用するほか、写真データについて生産者が自身のネット通販等のPR素材として活用できるよう生産者へ提供すること。

(3)生産者×飲食店フェアの開催

消費者にこおりやま広域圏産農林水産物の多彩な魅力を知っていただくため、こおりやま広域圏内の飲食店に協力いただき、フロンティアファーマーズを知り、味わうことができる飲食店フェアを実施する。

ア フェアの実施

(ア) こおりやま広域圏産農林水産物の旬の時期に合わせ、フロンティアファーマーズに登録のある生産者が生産した農林水産物を飲食店で取り扱うフェアを1期間以上実施すること。

(イ) フェア期間中協力店舗のうち1店舗については、生産者にも参加してもらい、直接農林水産物の特徴を説明してもらう特別食事会を、1回以上開催すること。

(ウ) 事業告知にあたっては、多様な媒体を活用し、効果的な周知を提案すること。またフェア協力店舗及び生産者を紹介するマップ等、視覚的に分かりやすく消費者がフェアに参加しやすいものを作成すること。

(エ) フェア開催中に消費者が複数回参加し、来店に繋がる企画を提案すること。

イ 飲食店及び生産者の選定

(ア) フェアを行う協力飲食店は、こおりやま広域圏内の飲食店10店舗以上とすること。

(イ) 生産者は、すでに協力飲食店で取扱いがあるもしくは取扱いに興味があるフロンティアファーマーズに登録のある生産者もしくは登録を予定しているこおりやま広域圏内の生産者を5箇所以上とすること。

ウ フォローキャンペーン

本フェアについて広く周知するとともに、フロンティアファーマーズ公式インス

タグラムと連動した企画として、新規フォロワーを獲得する取り組みを提案すること。

エ ポップアップストアの運営

(ア) フェア期間中に、上記(3)-イ-(イ)で選定した生産者が生産したこおりやま広域圏産農林水産物を、消費者が購入できる場を一定期間設けること。

(イ) 実施場所については郡山市内とし、こおりやま広域圏産農林水産物を広くPRすることが可能な、集客が見込める場所を提案すること。

※例) 商業施設、イベントなど

(ウ) 実施期間、陳列方法等の実施内容について、消費者にこおりやま広域圏産農林水産物の美味しさ・魅力が伝わり、購買意欲を掻き立てるものを提案すること。併せて、消費者に対し通常購入できる場所も周知する手法も取ること。

(エ) 実施場所や販売のために生じる関係各所への事務手続き等も受注者が行うこと。

オ その他

(ア) フェア実施後に飲食店及び生産者へのアンケートを実施し、継続取扱要望や満足度等のヒアリングを行い、本市へフィードバックすること。

3 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 納品物

- (1) 写真データ (j p g 形式)
- (2) 動画データ (MP 4 もしくはMOV形式)
- (3) 取材記事 (テキストデータ)
- (4) PR カード及びデータ (j p g 形式)
- (5) 実績報告書 (紙媒体及び電子媒体)

5 納期・納品方法

- (1) 「4 納品物」のうち、(1)、(2)、(3)については、撮影・取材を行った日から起算して21日以内に電子メール又はファイル転送サービスにて納品すること。
- (2) 「4 納品物」のうち、(4)については、完成後速やかに本市に納品すること。
- (3) 「4 納品物」のうち、(5)については、全業務完了後速やかに電子メール又はファイル転送サービスにて納品すること。

6 施行場所

郡山市が指定する場所

7 担当課

郡山市農商工部農業生産流通課

8 補修

納品物が一定の納品水準に達していないと本市が判断した場合は、受注者にその補正を求めることができる。

9 著作権等

納品物の著作権等（著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 27 条及び第 28 条を含む一切の権利）は本市に帰属するものとする。

なお、成果物に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は、受注者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとし、著作権関係の紛争が生じた場合は、一切受注者の責任において処理するものとする。

また、成果物の権利において、第三者が保有し、本市に帰属することができない権利がある場合は、あらかじめ本市へ報告すること。

10 留意事項

- (1)業務全体を管理・統括する業務責任者を置くこと。本市との連絡は原則として、この業務責任者を通して行うものとする。
- (2)受注者は、業務の遂行について随時報告を行うものとする。
- (3)撮影・取材及び打合せ等に係る交通費、通信費等の費用は、受注者が負担するものとする。
- (4)本業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、または本業務以外の目的に使用してはならない。本業務終了後においても同様とする。
- (5)本業務により得られた成果物及び資料、情報などは、本市の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏洩をしてはならない。
- (6)本業務の遂行において必要な取材等に際して、受注者は事前に該当施設や取材者の許可を取り取材を行うこと。また、取材時に撮影した写真等に映り込んだ方への画像の掲載許諾についても受注者において行うものとする。
- (7)本人の承諾を得ることのできない人物画像については、識別が不可能な程度の修正を行うこと。
- (8)受注者は、本業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により本市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (9)受注者は、本業務の履行に当たり、受注者の行為が原因でその他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (10)事業実施にあたっての個人情報や秘密情報の取扱いが生じる場合は、別途秘密保持契約書を交わすものとする。

11 協議

本仕様書に定めのないものについては、双方協議の上決定する。